

請願 第40号

受付 令和元年 8月30日

付託 令和元年 9月 2日

## 東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める請願

紹介議員 池田 慈

### ・請願趣旨

世界のエネルギー戦略は、超危険かつ環境に最悪で、全く採算が取れない原発から「儲かる」自然エネルギーへと大転換していますが、日本は世界の流れに大きく後れを取っているのが現状です。自然資源が豊富な日本は、原発に頼らず、新たな産業と雇用を創出する重要な成長戦略の柱として、自然エネルギーを最大限導入していくべきです。私たち「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」（原自連）は原発ゼロを目標に国民運動を展開している団体です。

私たちは、脱原発の一環として、首都圏及び日本全体にとって極めて危険な、日本原子力発電（日本原電）が運営する東海第二原発（茨城県東海村）の再稼働を認めず、廃炉を速やかに決定するよう強く求めてきました。今回、茨城県東海村から半径150キロに位置する332の自治体の首長に対し、再稼働に反対を表明されるよう要請します。

東海第二原発は原則40年運転を経過し、例外的に認められた20年の延長をしようとしている「老朽原発」です。腐食割れなどの劣化が進行していること、燃料を支えているシュラウドのひび割れが破断に進むおそれがあること、燃えにくいケーブルへの交換が不十分であること、などの危険性が指摘されています。

また、重大事故を起こした東電福島第一原発と同じ沸騰水型（事故時に汚染された蒸気が漏れ出すおそれがある構造）であり、東日本大震災で地震と津波に襲われ、浸水により非常用発電機が1台失われ冷温停止まで3日半かかり、当時の損傷が今も潜んでいるおそれのある「被災原発」です。設計が古く、電源盤も非常用発電機もいまだに地下に設置されており、津波への弱点は残されたままです。

この原発は東京駅までたったの116キロに位置し、150キロ圏内に茨城、栃木、千葉、群馬、埼玉、東京、神奈川の首都圏および福島が入るという「首都原発」です。この原発のわずか2.8キロに東海再処理工場があり、また、かつて臨界事故を起こした（株）JCOや、原研、核燃サイクル研究所、三菱原燃、原燃（株）などの原子力施設が集中しています。再処理工場には大量の猛毒・高レベル廃液やプルトニウム溶液が不安定な形で貯蔵されています。東海第二原発に重大事故が発生すれば、周囲は強制避難区域となるばかりか再処理工場にも被害が及び、高レベル放射性廃液の冷却が止まり、沸騰・爆発します。こうした戦慄の連鎖・複合の重大事故により、放射能が広範囲に大量放出します。放射能は、風速毎秒6メートルとして、322分で東京駅に達するおそれがあります。

この原発の30キロ圏内に96万人、150キロ圏内に少なくとも3,000万人居住していますが、重大事故時の住民避難はきわめて困難であり周辺住民からも不可能との声が上がっています。そのため茨城県44市町村のうち29市町村議会で再稼働反対の意見書が採択されています。

東電福島第一原発重大事故時の「最悪シナリオ」として、当時の近藤駿介原子力委員長は深刻な予想を報告していました。すなわち4号機の核燃料プールの水が蒸発し核燃

料がむき出しになれば、大量の放射能が拡散。その場合、首都東京すら棄て去り、半径250キロの住民5,000万人の退去が必要になり、日本はその後の数十年間、人間が住めなくなる中央部と北海道・西日本に分断される寸前だったのです（偶然隣のプールの水が流れ込み最悪の事態は免れました）。環境総合研究所は、「最悪シナリオ」以上の東海第二原発の重大事故時の放射性物質のすさまじい拡散を具体的に予想しています。これにより首都圏のみならず東日本全域に深刻な被曝と環境汚染をもたらす、首都機能を喪失し、日本全体に想像を絶する社会的・経済的損失が発生し、日本は国家の体をなさなくなるという最悪の事態が現実のものとなります。

本年に入り政府の地震本部は、30年以内に東海第二原発沖でM（マグニチュード）7.0～7.5の巨大地震が80%の確率で発生する、さらに、日本海溝寄りの青森県東方沖から房総沖にかけ、M8.6～9.0の超巨大地震が30%の確率で発生する、と警告を発しています。危機はきわめて切迫しています。世界各国の原発のほとんどは、過去にM4超の地震に襲われた地域を避けて建造していますが、日本は世界有数の地震列島・津波大国であるにもかかわらず沿岸に54基も原発を建造しています。これは世界に類を見ない暴挙です。

加えて、原発はあまりに地震・津波に弱い。基準地震動（設計で想定した地震動）は、東海第二原発の場合、3.11当時600ガル（ガルは揺れの強さを示す加速度の単位）でしたが、現在1009ガルに引き上げてはいます（ほとんど耐震工事はしていないが数字だけ引き上げる「耐震偽装」を指摘されています）。それでもハウスメーカーの一般住宅の耐震強度（4176ガルや3406ガルなど）にはるかに及びません。原子炉や格納容器は地震に耐えるとしても、それらにつながる配管類が壊れ、電気系統が故障すれば冷却機能が失われ、メルトダウンに至り、原子炉や格納容器も破損してしまうのが実態です。

日本原電は、東海第二原発の再稼働にともなう安全対策工事費を自ら調達できないので、東京電力ほか3,000億円（東電分は1,900億円）の資金支援を行うといます。日本原電は再稼働の許可の条件である「経理的基礎」を備えていないばかりか、事故の際にまともな危機管理ができる経済的、人的基盤がないことは明らかです。同時に、経営再建中で実質国有化された東京電力が他社の原発を資金支援することは不条理であり、到底、国民の理解を得られるものではなく、そうした資金計画は直ちに撤回すべきです。

東海第二原発の再稼働を審査してきた原子力規制委員会は、昨年9月26日に審査書合格、10月18日に工事計画認可。11月7日に20年の運転延長を認可しましたが、安全対策工事は2021年3月まで続き、工事完了後、茨城県と周辺6市村の安全協定に基づく同意を得なければ再稼働できません。そうした約束が確実に守られることを担保するため、改めて協議し「県と6市村の全ての同意がなければ再稼働しない」と安全協定に明記すべきです。

劣化が進む「老朽原発」、東日本大震災で被害を受け地震・津波にすこぶる弱い「被災原発」、複合大惨事を惹き起こしかねない「世界一危険な首都原発」である東海第二原発は、再稼働をあきらめ速やかに廃炉にするべきです。加えて、この原発にかかる莫大な維持管理費や安全対策費として、国民の血税や電気料金を無駄に使うことは直ちに止めるべきです。

自治体の首長の第一の責務は、住民の安全確保にほかありません。よって、地域住民の安心・安全を確保するため、東海第二原発の再稼働に断固反対し、速やかに廃炉を決定すべきことを表明されるよう強く要請いたします。

・ 請願事項

1. 東海第二原発の再稼働に断固反対し、速やかに廃炉を決定すべきことの国会・政府に対する意見書を提出すること。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

令和元年 8 月 3 0 日

請願者代表

住所 東京都新宿区四谷本塩町 4-15  
新井ビル 3 階

氏名 原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟  
会長 吉原 毅 ほか 3 人

取手市議会議長 殿